

(平成23年10月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成9年12月及び10年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月及び10年1月

平成9年12月に退職し、10年2月に再就職した後、市から申立期間に係る国民年金の加入についての案内状が届いたので、市役所で国民年金被保険者資格の再取得手続及び保険料納付をしたはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年2月に婚姻した後の期間については、申立期間を除き、厚生年金保険から国民年金への切替えを適切に行い、国民年金保険料の未納も無く、年金制度に対する関心が高かったことがうかがえ、申立期間の2か月のみを納付しなかったことは考え難い。

また、申立人は、申立期間については、市からの案内状がきっかけで、国民年金の被保険者資格の再取得手続をしたとしているが、その案内状については申立人の夫も記憶しているほか、申立人の市役所での再取得手続に係る記憶は具体的である上、申立人の記憶する納付金額も申立期間に係る国民年金保険料の金額とおおむね一致していることから、申立人の主張は信ぴょう性が高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年3月まで
申立期間について、金融機関で国民年金保険料を納付しており、その領収証書を所持していることから、未納となっている記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金被保険者期間について保険料の未納は無く、申立人の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、オンライン記録では、申立期間を含めた昭和57年度の1年間の国民年金保険料が未納とされていたが、そのうち申立期間直前の9か月間は申立人が所持している国民年金保険料納付通知書兼領収証書等を根拠に納付済みに訂正されており、行政の記録管理に不備がみられる。

さらに、申立人の所持する国民年金保険料納付通知書兼領収証書の申立期間に係る出納済印は、当該通知書兼領収証書を発行した市の指定金融機関等ではない金融機関が押していることから、正式な領収証書とは言い難いものの、当該金融機関は、指定金融機関等でない場合でも、市町村へ直接送金し領収印を押す取扱いもあり得る旨を回答しており、申立人が納付した保険料についても市に送金されたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月から平成 3 年 3 月まで

私は、申立期間当時 A に住んでおり、学生だったが、B 市に住んでいた母親が、その実家に突然送られてきた国民年金保険料納付書で納めてくれたとしているのに、申立期間における国民年金記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年頃、母親の住所宛てに国民年金保険料納付書が送付され、母親が申立期間の保険料を納付してくれたとしているが、申立期間当時、申立人は学生で C 市に住民票を移していたため、申立人又はその母親が C 市において国民年金の任意加入手続をしなければ年金手帳は交付されず、国民年金保険料納付書が発行されることもないが、申立人及びその母親に加入手続に係る記憶は無い。

また、申立期間当時、申立人は父親の政府管掌健康保険の被扶養者であることが確認できることから、国民健康保険の加入記録が無い申立人を C 市が誤って国民年金に職権適用することは考え難い上、申立人に、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人の母親は、申立人及び申立期間内に 20 歳になったその妹の国民年金保険料を同時に 1 年分まとめて銀行で納付したとしているが、申立期間にその妹の加入記録は無く、申立期間後の納付記録は、毎月納付となっている上、申立期間中に送付されたとする申立人とその妹に係る保険料納付書の発送元や納付した金額を覚えておらず、その母親の記憶は曖昧である。

そのほか、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年12月まで

昭和35年頃に、町内会の人から国民年金の加入について説明を受け、申立人が夫婦の加入手続を行い、町内会の集金で保険料を納めており、申立期間の保険料が未納であることに納付できない。国民年金手帳の資格取得年月日が35年10月1日であることから、全部の期間が納付されているものと思っている。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年11月頃にその妻と連番で払い出され、35年10月1日に遡及して資格取得したことが年金事務所の国民年金受付処理簿及び国民年金被保険者台帳から分かる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期(昭和42年11月)では、申立期間の大半は納期限から2年を経過しており、時効のため納付できない。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳に、昭和41年1月から42年3月までの期間及び45年1月から同年3月までの期間の保険料を国民年金法附則第13条による特例納付により納付したと記録されており、将来の老齢年金の受給に必要な最低限の納付済期間である24年を確保するため、同特例納付を行ったものと推認できる。

加えて、国民年金への加入手続や保険料を納付した申立人は平成8年に死亡しており、当時の状況は不明である。

そのほか、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 1 月まで

昭和 35 年頃に、町内会の人から国民年金の加入について説明を受け、夫が夫婦の加入手続を行い、町内会の集金で保険料を納めており、申立期間の保険料が未納であることに納付できない。国民年金手帳の資格取得年月日が 35 年 10 月 1 日であることから、全部の期間が納付されているものと思っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 11 月頃にその夫と連番で払い出され、35 年 10 月 1 日に遡及して資格取得したことが年金事務所の国民年金受付処理簿及び国民年金被保険者台帳から分かる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期（昭和 42 年 11 月）では、申立期間は納期限から 2 年を経過しており、時効のため納付できない。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳に、昭和 40 年 5 月から 42 年 3 月までの期間及び 45 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料を国民年金法附則第 13 条による特例納付により納付したと記録されており、将来の老齢年金の受給に必要な最低限の納付済期間である 21 年を確保するため、同特例納付を行ったものと推認できる。

加えて、国民年金への加入手続や保険料を納付したとする申立人の夫は平成 8 年に死亡しており、当時の状況は不明である。

そのほか、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。